

飯南町から転出される方へ

(裏面もご確認ください)

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所地への市区町村役場で転入届をしてください。

(正当な理由なく14日以内に届出をされないと、過料に処せられる場合があります。)

転出をとりやめた時は、速やかに「転出証明書」を持参し、転出取消の手続きをしてください。

【転出・転入届に必要なもの】

- ①転出証明書 ②届出人の印鑑 ③本人確認書類(運転免許証等) ④マイナンバーカード
⑤委任状(代理人が届出する場合)

以下の手続きは、該当する方のみ必要です。

チェック欄	飯南町での手続き	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方	飯南町での手続きは不要です。	引き続き利用される場合は継続利用の手続きをしてください。電子証明書搭載のカードをお持ちの方で、引き続き電子証明を利用される場合は、その手続きも必要です。
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	転出(予定)日で印鑑登録は喪失します。印鑑登録カードをお返しくください。	必要な方は、新たに登録の手続きをしてください。(登録用の実印を持参ください。)

お問合せ先：住民課 76-2213

<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入している方	転出予定日の翌日で資格喪失となります。保険証を返却ください。(転出後は使用されないようにご注意ください。)	引き続き国保に加入される場合は、転入時に加入手続きをしてください。(非自発的失業による国保税の軽減措置を受けている方は、再度申請が必要です。)
<input type="checkbox"/> 国民年金被保険者(1号・任意加入)	手続きは不要です。	手続きは不要です。
<input type="checkbox"/> 年金受給者の方	飯南町での手続きは不要です。	住所変更の手続きが必要な場合があります。転入時に窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 児童手当を受けている方	消滅の手続きをしてください。	新たに申請をしてください。

お問合せ先：住民課 76-2213

<input type="checkbox"/> 子ども等医療費受給資格証をお持ちの方	該当の子どもが転出する場合は、喪失となります。医療費受給資格証をお返しくください。(受給者の方のみ転出の場合は、住所変更届が必要です。)	新たに申請をしてください(子どもの保険証が必要です)。
---	--	-----------------------------

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

<input type="checkbox"/> 小中学校の児童生徒がいる方	転校の手続きが必要です。学校へご相談ください。	転校の手続きをしてください。
--	-------------------------	----------------

お問合せ先：各学校または教育委員会 76-3944

<input type="checkbox"/> 保育所の子どもがいる方	退所手続きが必要です。保育所へご相談ください。	窓口でご相談ください。(保護者の課税証明書が必要です。)
--------------------------------------	-------------------------	------------------------------

お問合せ先：各保育所または住民課 76-2213

チェック欄	飯南町での手続き	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証をお持ちの方	県内転出は手続き不要です。 県外転出は、保険証をお返しいただき、「負担区分等証明書」をお渡しします。	県外転出は、「負担区分等証明書」を提示の上、加入の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証をお返しください。 要介護・要支援認定を受けている方は、「受給資格証明書」をお渡しします。	要介護・要支援認定を受けている方の雲南地域外への転出は、「受給資格証明書」を提示の上、加入の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> その他保健関係の手続きについて	母子手帳、乳幼児健診、妊婦健診、予防接種など、その他保健関連の制度を利用されている方、または利用希望の方が転出される場合は、保健福祉課へご相談ください。	

お問合せ先：保健福祉課 72-1770

<input type="checkbox"/> 福祉医療証をお持ちの方	証をお返しいただき、喪失の手続きをしてください（医療証が必要です）。	新たに申請をしてください。
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳をお持ちの方	飯南町での手続きは不要です。	転入時に住所変更の手続きをしてください。
<input type="checkbox"/> その他福祉関係の手続きについて	児童扶養手当（母子手当・父子手当）、特別児童扶養手当、療育手帳、自立支援制度、特定疾患、精神障がい者など、その他福祉関連の制度を利用されている方、または利用希望の方が転出される場合は、住所変更の手続き等が必要となりますので、福祉事務所へご相談ください。（証書・手帳等が必要な場合があります。）	

お問合せ先：福祉事務所 72-1773

<input type="checkbox"/> 住宅に入居している方	住宅を退去される場合は、「退去届」が必要です（退去検査がありますので、事前に建設課までご連絡ください）。 名義人が転出する場合は、「入居名義承継届」が必要です。	—
<input type="checkbox"/> 水道	休止・廃止の場合は、届出が必要です。	—
<input type="checkbox"/> 下水道	下水道の使用人数が変更になる時は、人数変更の手続きが必要です。 名義人が転出する場合は、名義変更の手続きも必要です。（口座振替の手続きが必要な場合があります。）	—

お問合せ先：建設課 76-3942

<input type="checkbox"/> CATV（インターネット）	休止・廃止の場合は、届出が必要です。 名義人が転出する場合は、名義変更届も必要です。（口座振替の手続きが必要な場合があります。）	—
--	---	---

お問合せ先：飯南放送センター 76-3033

<input type="checkbox"/> 電気の停止	中国電力へご連絡ください。	—
<input type="checkbox"/> 電話の停止	NTTへご連絡ください。	—
<input type="checkbox"/> ガスの停止	お使いのガス供給店へご連絡ください。	—